日本耳鼻咽喉科感染症・エアロゾル学会会則

平成25年8月1日制定 平成28年9月2日改定 平成30年9月7日改定

◇◇◇ 第1章 総 則 ◇◇◇

第1条(名称)

本会は日本耳鼻咽喉科感染症・エアロゾル学会(Japan Society for Infection and Aerosol in Ot orhinolaryngology)と称する。

第2条(事務所)

本会の事務所は、〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-11 KAZEN 第2ビル6階 中西 印刷株式会社東京営業部内におく。

◇◇◇ 第2章 目的および事業 ◇◇◇

第3条(目的)

本会は耳鼻咽喉科及びその関連領域の感染症および医用エアロゾルに関する基礎的ならびに臨床的研究の進歩発展を図るとともに会員相互の交流、親睦を促進することを目的とする。

第4条(事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1.年1回以上の総会および学術講演会を開催する。
- 2.会誌を年3回発行する。
- 3.各種委員会を開催する。
- 4.耳鼻咽喉科感染症および医用エアロゾルに関する種々の研究・調査および知識の普及をはかる。
- 5.国内および国外の関係諸学会との協力活動をすすめる。
- 6.その他本会の目的に沿った事業を行う。

◇◇◇ 第3章 会 員 ◇◇◇

第5条(会員)

本会は正会員、名誉会員、賛助会員、臨時会員および購読会員をもって組織する。

1.正会員は耳鼻咽喉科感染症および医用エアロゾルに関する診療または研究に従事するもので、本会の目的に賛同するものとする。

2.名誉会員は本会に対し特に功労のあった正会員で、理事会において推薦し、評議員会の議を経て承認されたものとする。

- 3.賛助会員は本会の目的に賛同し、その事業を賛助する個人または団体とする。
- 4.臨時会員は正会員の共同研究者として当該研究に関する学術講演会および学会誌の掲載論 文のみに参加できる個人とする。
- 5. 購読会員は本会の目的とする領域に関心を持つ図書館、その他とする。

第6条(会員の権限)

- 1.正会員、名誉会員は学術講演会等に参加する資格を有し、会誌その他の配布を受け、また投稿することができる。
- 2.名誉会員は終身とする。
- 3.名誉会員は評議員会に出席し意見を述べることができる。ただし採決に加わることはできない。 4.臨時会員は当該講演会の講演の共同演者として参加でき、当該年度の学会誌の共同執筆者と なる権利を有するが、学会誌への筆頭著者としての投稿とその配布を受けることはできない。

第7条(会員の入会手続き)

- 1.正会員として入会を希望するものは、所定の申込み用紙に必要事項を記入し、細則に定められた入会金と年度会費を添えて申し込むものとする。
- 2. 賛助会員、臨時会員、購読会員として入会を希望するものは、所定の申し込み用紙に必要事項を記入し申し込むものとする。ただし入会金は必要としない。
- 3.入会の可否は理事会の審議を経て決定される。

第8条(会費)

- 1.会費および入会金は細則に定めるところによる。ただし名誉会員、顧問、参与は会費を免除する。
- 2.既納の会費、入会金は返却しない。

第9条(異動、および除名)

- 1.会員が転居その他異動を生じた場合、あるいは退会を希望する場合は本会に速やかに異動届、退会届を提出する。ただし、退会に際しては、既納の会費、入会金は返却しない。
- 2.特別の理由なく会費を3年以上滞納したものは理事会の決議を経て退会とする。
- 3.本会の運営を妨げ、または本会の名誉を著しく損なう行為があった場合は理事会の決議を経て 理事長が除名することができる。

◇◇◇ 第4章 役員、評議員、顧問、参与および幹事 ◇◇◇

第10条(役員の種別および定数)

- 1.理事長1名、理事若干名、監事2名をおく。
- 2.会長1名、次期会長1名をおく。

第11条(役員の任期)

- 1.理事長、理事、監事の任期は1期2年とし、再任の場合は、3期6年までとする。
- 2.会長および次期会長の任期は1年とする。

第12条(役員の職務)

- 1.理事長は理事会、会務を統括する。
- 2.理事は理事会を構成し、会務の運営を行う。
- 3.監事は本会の会務と経理を監査する。
- 4.会長は評議員会,総会および学術講演会を主催する。次期会長は次年度の総会および 5.学術講演会の準備に関する職務を行う。また、会長および次期会長は理事会に出席して会務に参加する。

第13条(役員の選任)

- 1.理事長は理事の互選により選出される。
- 2.理事および監事は評議員の中から選出される。
- 3.選出時、理事長および理事は満65歳を超えず、監事は満70歳を超えていないものとする。
- 4.会長および次期会長は理事会の推薦に基づき評議員会の議を経て総会で承認され、理事長が委嘱する。

第14条(評議員)

- 1.評議員は以下の項目に該当する正会員から推薦される。
- (1)本学会関係学科の大学教授、または当該教授の替わりとして推薦されたものとする。
- (2) 本学会に関係する病院などの部長またはそれに準ずるものとする。
- (3) 耳鼻咽喉科感染症あるいは医用エアロゾルに関してしかるべき業績があり、本会に寄与貢献されるものと理事会が認めたものとする。
- 2.評議員は理事会の推薦に基づき、評議員会の議を経て決定し、総会に報告する。
- 3.評議員は選出時に満65歳を超えていないものとする。
- 4.評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5.評議員は評議員会を組織し、重要会務を審議決定する。
- 6.評議員は退任した後においても、後任者が就任するまで任期中はその業務を行うものとする。
- 7.評議員が任期中に退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条(顧問)

- 1.本会に顧問を若干名おくことができる。
- 2.顧問は理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3.顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4.顧問は理事会および評議員会に出席して、意見を述べることができる。ただし採決に加わることはできない。

第16条(参与)

- 1.本会に参与をおくことができる。
- 2.参与は理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3.参与の任期は終身とする。
- 4.参与は評議員会に出席して、意見を述べることができる。ただし採決には加わることはできない。

第17条(幹事)

- 1.本会は幹事若干名をおく。
- 2.幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 3.幹事は会務を補佐する。
- 4.幹事は理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 5.会長および次期会長はそれぞれ年次幹事を1名推薦することができる。ただし任期は1年とする。

◇◇◇ 第5章 会 議 ◇◇◇

第18条(理事会)

- 1.理事会は理事長がこれを招集する。
- 2.理事会は理事長が議長となり、本会の事業の遂行に必要な事項を審議決定し、実施する。
- 3.理事会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状を提出した場合は出 席とみなす。
- 4.理事会の議事は出席理事の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。緊急の用件については、文書あるいは電子メールでの審議を行い構成員の過半数の承認が得られた場合は決議されたものとする。
- 5.理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事長および監事は議事録に記名押印 する。

第19条(評議員会)

- 1.評議員会は年1回以上開催する。
- 2.評議員会は理事長が招集し、会長が議長となる。
- 3.評議員会は構成員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状を提出した場合は出席とみなす。緊急の用件については、文書での審議を行い構成員の過半数の承認が得られた場合は決議されたものとする。
- 4.評議員会の議事は出席評議員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 5.評議員会の議事については、議事録を作成し、出席した議長および評議員の中から議長が指名した2名の議事録署名人は、議事録に記名押印する。

第20条(総会)

- 1.総会は年1回以上会長が理事会の議を経て、これを召集する。
- 2.総会においては、会長を議長として、事業、予算、決算ならびに運営に関する報告を行い、承認を受ければならない。
- 3.総会は会員の過半数の出席をもって成立する。ただし当該議事につき、前もって書面にて意志表示したものは出席者とみなす。
- 4.総会の議事は出席会員の過半数の同意で定める。ただし総会において議決に参加することのできるものは正会員のみとする。
- 5.理事長が必要と認めたときは、理事会の議を経て臨時総会を招集することができる。この場合の議長は理事長とする。

第21条(委員会)

理事会は必要に応じて、各種委員会を設け、諮問事項を検討させることができる。その委員は理事会で推薦し、理事長がこれを委嘱する。

◇◇◇ 第6章 学術講演会 ◇◇◇

第22条(学術講演会)

学術講演会は年1回以上会長が主催して開催する。

◇◇◇ 第7章 会 計 ◇◇◇

第23条(本会の経費)

本会の経費は入会金、会費、寄付金、その他をもって当てる。

第24条(会計年度、予算および決算)

- 1.本会の会計年度は8月1日より翌年7月31日までとする。
- 2.予算および決算は理事会および評議員会で承認を得なければならない。
- 3.理事会および評議員会で承認を得た予算および決算は総会で会員の承認を得なければならない。

◇◇◇ 第8章 会則の改正 ◇◇◇

第25条(会則の改正)

本会則は理事会および評議員会において、出席者の3分の2以上の賛成をもって変更し、総会の承認を得なければならない。

♦♦♦♦ 第9章 解 散 ♦♦♦

第26条(解散)

本会は、総会の決議により解散することができる。

第27条(残余財産の処分)

本会の清算に伴う残余財産は総会を経て、本会と類似の目的を有する学会に贈与するものとする。

♦♦♦ 付 則 ♦♦♦

- 1.本会の設立年月日は平成25年8月1日とする。
- 2.本会則は平成25年8月1日より施行する。
- 3.この会則を施行する際、現在学会移行準備委員、相談役、運営委員、顧問および幹事である者は、理事長、理事、監事、評議員、顧問、参与および幹事に適宜移行し、第11条、第13条の規定にかかわらず1期目とみなす。